

教職員に求められる資質能力を確認しよう！

11月4日（金）と7日（月）に開催した校長及び副校長・教頭を対象とした管理職研修会「教職員に求められる資質能力」について、研修内容の一部を紹介します。

皆さんも、これからの教職員に共通的に求められる資質能力について、次の3点を確認してみましょう。



1つ目は、今年8月31日付け文部科学省通知「公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正」についての内容確認です。

この文書は「教育職員免許法の改正」により免許更新制が廃止されたことを受け、「研修の記録」や「研修履歴を活用した指導助言」などを整理したものです。

また、この通知では、「教師に求められる資質能力」を右図の①から⑤まで、5つの柱に整理しています。「ICT活用」については、全教師必須の資質能力として捉えられています。

I 教師に求められる資質の育成について

公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針の改正
(令和4年8月31日 文部科学省通知)

教師に共通的に求められる資質能力

- ① 教職に必要な素養
- ② 学習指導
- ③ 生徒指導
- ④ 特別な配慮や支援を必要とする子供への対応
- ⑤ ICTや情報・教育データの利活用

5つの柱で再整理



きらきらと歩む日々
～21世紀の学校生活～

III 事務職員の標準職務表改訂

・これまでの職務表との比較

施設・設備の維持管理に関すること

・施設・設備及び教具（ICTに関するものを含む。以下同じ。）の整備及び維持・管理に関する事務教材、教具及び備品の整備計画の策定

防災保安・安全管理に関すること

・学校安全計画や学校防災計画等の各種計画等の策定
・危険等発生時対処要請（危機管理マニュアル）の作成・改訂
・安全点検の実施

施設・設備・備品等の管理の主体が事務職員へ
⇒ 安全計画・危機管理マニュアルの策定を職務として位置付け



きらきらと歩む日々
～21世紀の学校生活～

2つ目は、**事務職員の標準職務表改訂**についてです。今年5月20日付けで茨城県の事務職員の標準職務表が発出されました。

新たに追加した内容の例に、左図に示すものがあります。

これまで主に教頭が行っていた管理の一部も、事務職員が専門性を発揮して行うようになることがあります。

新しい標準職務表により、学校教育目標の達成に向けて取り組む「新たな事務職員像」が見えてきます。

3つ目は、「**危機管理**」です。今回は、事例として「生徒指導」や「子供のけが」、「学校徴収金を巡る保護者とのトラブル」を取り上げ、チーム対応の在り方やトラブルの修復、学校の立て直しについてグループで話し合いました。

学校対応の不備についての謝罪、対応の見直しや再発防止の提案、専門機関や関係機関との相談・連携などを行いながら、「大切な子供たちを預かっている立場としては、最後まで責任をもち誠意をもって対応し続ける」といった意見をまとめたグループもありました。

教師の覚悟、学校の覚悟が問われる時代かもしれません。



グループ協議をする管理職の先生方